**平成２９年（フ）第１３８号**
福岡市中央区渡辺通５丁目８番18―904号
債務者　鏈本　泰志
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１５５号**
福岡市西区内浜１丁目15番35―302号
債務者　篠澤　光希
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１１号**
仙台市青葉区西勝山５番６―406号
債務者　森　　加奈
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第４６号**
宮城県塩竈市舟入２丁目７番２―406号　県営塩釜天満崎住宅２号
債務者　櫻井　千加
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第３号**
福島県伊達市保原町富沢字新我宜40番地２
債務者　柳沼　　亮
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
福島地方裁判所

**平成２９年（フ）第３号**
福島県いわき市郷ケ丘１丁目22番地の５　メゾンド秀和６
債務者　鈴木　貴之
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２９年（フ）第４３号**
栃木県鹿沼市富岡492番地２　特別養護老人ホームオレンジホーム、前住所栃木県日光市山口805番地８
債務者　大内　正三
成年後見人　荒川　剛栄
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１号**
兵庫県姫路市野里78番地19、従前の住所兵庫県宍粟市波賀町原200番地３
債務者　渡邊こと　渡部　健作
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第７号**
広島県東広島市高屋町稲木248番地12
債務者　野口久美子（旧姓要田）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第７５号**
福岡県大野城市筒井１丁目８番34号
債務者　成瀬　千鶴
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１６５号**
福岡県春日市春日原東町４丁目68番地　ロイヤルプラザ88Ａ―１号
債務者　近藤　誠一
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第３７号**
鹿児島県鹿児島市山下町12番20―903号
債務者　荒木　正寛
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第１６号**
長野県松本市宮田18番29号
債務者　宮川　栄子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２９年（フ）第５号**
長野県岡谷市今井10016―203　エヴァーグリーン上ノ原101号室、住民票上の住所長野県岡谷市山手町２丁目12番34号
債務者　中山　直子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

## 破産手続廃止

**平成２８年（フ）第１３号**
沖縄県那覇市若狭３丁目42―７―１階
破産者　エネオンアライアンス株式会社
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第１３２号**
千葉県山武郡芝山町小池2362番地
破産者　有限会社サンプレスジョイント
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２７年（フ）第１１４７号**
大阪市中央区大手前１丁目７番31号
破産者　株式会社ナヴィ
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部